

あってよかった！町内会！

資料編

町内会の運営や繋がりづくりの参考資料として、お役立てください

(目次)

資料編について(説明)P1
資料1 町内会案内文(見本)P2~P3
➤ 転入者向けご案内文(挨拶文)P2
➤ 未加入者向けご案内文(挨拶文)P3
資料2 規約等(見本)P4~P14
➤ 見本1: 町内会規約P4~P8
➤ 見本2: 町内会細則P9
➤ 見本3: 出席票・委任状・表決書P10
➤ 見本4: 総会の議事録P11
➤ 見本5: 事業計画書(報告書)P12
➤ 見本6: 予算書・決算書P13~P14
資料3 「地域の繋がり・町内会に関するアンケート」(結果報告書)P16~P23

この資料編は、下京区役所のホームページでも掲載しています。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/shimogyo/>

下京区役所

資料編について(説明)

資料1 町内会案内文(見本)……P2～P3

町内に新しく転入された方や未加入の方に対して、町内会の加入を呼びかける資料です。声かけの際にご活用ください。

資料2 規約等(見本) ……P4～P14

「規約」はみんなで考え、決めていく(=合意形成)ための「決め方のルール」です。ルールを作っておくことで民主的な運営と透明性が図ることができます。

町内会は、みんなの協力で運営する団体ですので、決め方のルールがあることで、誰もが納得して活動を行うことができます。ここでは規約のひな型を掲載していますので、新たにつくる場合、改訂する場合の参考にしてください。

※掲載しているのは、あくまでも参考例(ひな型)です。必ずこのとおりにしなければならぬというものではなく、町内会で相談して、実情にあった内容を定めてください。

資料3 「地域の繋がり・町内会に関するアンケート」(結果報告書)……P16～P23

平成27年7月、区内の小学校に通う児童の保護者の方々に対し、「町内会」や「地域の繋がり」についてどのように考えているか、何を望んでいるかなどをお聞きするアンケート調査を実施しました。さまざまな意見がありますが、若手世代の率直な声として、繋がりづくりの参考に是非ご一読ください。

転入者向け ご案内文

〇〇 様

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇町町内会
会長 〇〇 〇〇

〇〇町町内会について(ご挨拶)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、〇〇町にご転入され、町内一同、たいへんうれしく思っております。

〇〇町町内会では、誰もが住みやすく安心・安全な地域づくりを実現するために、ご近所同士が力を合わせていくことが大切との思いから、ご町内での親睦を図りながら、住環境の維持向上に取り組んでいます。

「ここに住んでよかった」と思えるまちを、私たちと一緒につくっていただくため、ぜひとも〇〇町町内会に加入していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 〇〇町町内の体制について

- ・今年度（〇〇年度）の会長は 〇〇 〇〇（電話 ）です
- ・あなたは 組の所属となります。
- ・今年度の組長は、〇〇 〇〇（3軒西隣にお住まい）（電話 ）です

2 会費について

月〇〇円（年間〇〇〇円）

3 〇〇町内会の主なイベント等について

- 6月 一斉清掃
- 8月 地藏盆
- 10月 区民運動会
- 1月 防災訓練

（その他、〇〇学区主催の各種イベント（スポーツ大会等）があります！）

4 その他

- ・ごみの収集日について
 - 一般ごみ 〇曜日、〇曜日
 - 資源ごみ（プラスチック） 〇曜日
 - 缶・ビン・ペットボトル 〇曜日
- ・収集場所と時間
 - 〇〇前に朝〇時までにはお願いします。
- ・雑紙・布類・使用済みてんぷら油の回収について
 - 毎月第〇 ×曜日の朝〇時までには〇〇前で回収しています。

お問合せについては〇〇町内会会長 〇〇（電話 ）まで
よろしく願いします。

未加入者向け ご案内文

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 様
(〇〇マンションにお住まいの方) 様

〇〇町町内会
会長 〇〇 〇〇

〇〇町町内会について(ご挨拶)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、〇〇町町内会では、誰もが住みやすく安心・安全な地域づくりを実現するために、ご近所同士が力を合わせていくことが大切との思いから、ご町内での親睦を図りながら、住環境の維持向上に取り組んでいます。

「ここに住んでよかった」と思えるまちを、私たちと一緒につくっていただくため、ぜひとも〇〇町町内会の活動にご理解をいただき、町内会に加入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 〇〇町町内の体制について

今年度(〇〇年度)の会長は 〇〇 〇〇(電話)です

2 会費について

月〇〇円(年間〇〇〇円)

3 〇〇町内会の主なイベント等について

6月 一斉清掃

8月 地藏盆

10月 区民運動会

1月 防災訓練

参加をお待ちしております!お気軽に!

その他、〇〇学区主催の各種イベント(スポーツ大会等)もあります!

お問合せについては〇〇町内会会長 〇〇(電話)まで
よろしくお願いいたします。

【見本1:町内会規約】

〇〇〇町内会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇町内会と称する(以下「会」という。)

(事務所)

第2条 会の事務所は、〇〇集会所内に置く。

【補足説明】

・事務所などがない場合は、「会長宅に事務所を置く」など。

(区域)

第3条 会の区域は、次のとおりとする。

京都市〇〇区〇〇町〇〇番地から〇〇番地までの区域

【補足説明】

- ・当該町内会の区域が客観的に認識できることが必要です。
- ・当該町内会の区域が、河川や道路などで区域を特定する事もできます。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 住民相互の親睦に関する事。
- (2) 交通安全、防犯、防災等、区域の安心安全に関する事。
- (3) 区域内の環境整備に関する事。
- (4) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (5) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 会の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 第3条に定める区域内に住所を有する個人
- (2) 賛助会員 第3条に定める区域内に事務所を有する法人等

(入会)

第6条 会に入会しようとするものは、会長に届けなければならない。

2 会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域に住所を有する個人の入会を拒んではならない。

(脱会)

第7条 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1) 本人の申出があったとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 住所を区域外に移したとき。

第4章 役員

(役員)

第8条 会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 書記 〇名
- (4) 会計 〇名
- (5) 監事 〇名
- (6) 組長 各組〇名

【補足説明】

- ・役職については、町内会の状況に応じて定めてください。
- ・監事がその他の役員と兼ねることは、会務(財務・役員業務)の執行を監査する職務上、避ける必要があります。

(選任)

第9条 会長、副会長、書記、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

(職務)

第10条 会長は、会を統括し、会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡及び広報を行う。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、必要な書類を管理する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 会の財産の状況を監査すること。
 - (2) その他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときには、総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要あるときは、総会の招集を請求すること。
- 6 組長は、組を代表して、会務に協力する。

(任期)

第11条 会の役員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により、選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員解任)

第12条 役員が、規約に違反したとき、又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第 5 章 組織

(組)

第 13 条 会の運営を円滑に行うために、会を小単位に分けた組を置く。

2 組は、各組の会員の中から組長を選出する。

【補足説明】**・組については、町内会の状況に応じて定めてください。**

第 6 章 会議

(会議の構成)

第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(招集)

第 15 条 通常総会は、毎年〇回開催し、第 1 回は毎年度決算終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、正会員の 5 分の 1 以上の請求があったとき、役員会において総会開催の決議があったとき、又は第 10 条第 5 項第 4 号の規定により監事から請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に会長が招集する。

【補足説明】**・「5 分の 1」の定数としていますが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととしないよう留意してください。**

3 総会の招集は会員に対し、その会議の目的、内容、場所、時間を示し、少なくとも〇日前に通知する。

4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

(決議事項)

第 16 条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 活動計画、活動報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会費改定に関する事項
- (4) 規約変更に関する事項
- (5) 役員を選任、解任に関する事項
- (6) その他の重要事項

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(表決権)

第 17 条 正会員の表決権は、平等とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

- 2 役員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状又は表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

(議長)

第19条 総会の議長は、正会員の中から選出し、役員会は会長が議長となる。

(議決)

第20条 総会、役員会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
 - (2) 総会員数及び出席会員数（委任状・表決書面提出者を含む）
 - (3) 議事録署名人指名（選出）に関する事項
 - (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の審議の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその会議において指名（選出）された議事録署名人が署名、捺印しなければならない。

【補足説明】

・議事録を作成し、総会が有効に成立し議決された事を記録しておきます。

第7章 資産及び会計

(資産)

第22条 会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他

(会費)

第23条 会の会費は1世帯月額〇〇円とする。

- 2 会費は、各組において徴収し、組長がまとめて毎月〇〇日までに会計に納入するものとする。
- 3 特段の事情による会費の支払い猶予及び減免については、細則で定める。

【補足説明】

会費を細則で定めることもできます。

- 4 第7条（脱会）に該当する者が既に納入した町内会費、その他の拠出金品は返還しない。

【補足説明】

・年間一括で徴収した場合などは、会費を月割で返還するなどを定める事もできます。

(資産の管理)

第24条 会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決による。

(経費の支弁)

第 25 条 会の経費は、資産をもって支弁する。

2 正会員には、細則で定める額の祝金弔慰金を支払うことができる。

(会計及び資産台帳の整備)

第 26 条 会の収入及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が、帳簿の閲覧を請求したときは閲覧しなければならない。

(予算及び決算)

第 27 条 会の収支予算は、会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し、総会の決議により定める。

2 収支決算は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 28 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 雑則

(規約の変更)

第 29 条 この規約は、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

【補足説明】

・「4 分の 3 以上」としていますが、任意であり、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、留意が必要です。

(書類及び帳簿の備付等)

第 30 条 会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 収入支出及び資産に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 役員会及び総会の議事に関する書類
- (6) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第 31 条 この規約の施行についての細則は、役員会の決議を経て別に定める。

2 制定または改定した場合は、総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【見本2：町内会細則】

〇〇〇町内会細則

〇〇〇町内会規約第 31 条の規定に基づき、次の通り細則を制定する

【補足説明】

・見本1の町内会規約に基づき、必要な事項については役員会の決議を経て細則にて取り決めることができます。

(出産祝金)

第 1 条 正会員世帯に子供が生まれた時は、出産祝金として一律 10,000 円を支給する。

(弔慰金)

第 2 条 会の弔慰金に関する事項は、次の通りとする。

- (1) 正会員（世帯主）が死亡した場合には、弔慰金として一律 10,000 円を支給する。
- (2) 正会員と同居する家族が死亡した場合には、弔慰金として一律 5,000 円とする。

附 則

1. この細則は、平成 〇年 〇月 〇日より施行する。
1. この細則は、平成 〇年 〇月 〇日改訂し、即日施行する。

【見本3：出席票・委任状・表決書】

※出席する場合は、出席票を当日受付に提出してください

《出席票》

平成○年○月○日開催の○○町内会総会に出席します。

住所

氏名

印

※欠席する場合は、委任状か紙面表決書のどちらかを、○月○日までに組長に提出してください。

《委任状》

平成○年○月○日開催の○○町内会総会を欠席しますので、議決に関する権限を代理人 _____ に委任します。

住所

氏名

印

《表決書》

平成○年○月○日開催の○○町内会総会を欠席しますので、次のとおり議決に関する権限を行使します。

第1号議案	賛成	・	反対	第2号議案	賛成	・	反対
第3号議案	賛成	・	反対	第4号議案	賛成	・	反対

住所

氏名

印

【見本4:総会の議事録】

※前年度の決算、事業報告等を行う総会を想定した議事録の一例です。

総会議事録

- 1 開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 開催場所 〇〇集会所
- 3 会員総数 〇〇名
- 4 定足数 〇〇名
- 5 出席者数 〇〇名
内訳 本人出席〇〇名、委任状出席〇〇名
- 6 議事の経過
 - (1) 開会、会長あいさつ
 - (2) 議長選任、議事録署名人の選出
定刻となり、議長の選任について諮ったところ、満場一致により〇〇を議長に選出した。議長は△△と□□を議事録署名人に指名し、満場一致により承認された。
 - (3) 定足数の報告
議長から出席者数、委任状出席者数の報告があり、規約に定める定足数を満たしており、総会が有効に成立する旨が確認された。
 - (4) 議案の審議
 - ①第1号議案「平成〇年度事業報告について」
 - ・ 副会長の◇◇氏から事業報告。
 - ・ ××氏から「・・・・・・・・・・・・・・・・」との指摘があり、事業報告書に誤りが確認されたため、「・・・・」を「・・・・」と修正した。
 - ・ 議決の結果、賛成〇人、反対〇人により、可決（否決）された。
 - ②第2号議案「平成〇年度決算について」
 - ・ 会計の●●氏から決算の概要を説明。
 - ・ 監事の▲▲氏が、帳簿等により会計処理が適正に行われていることを確認した旨を報告。
 - ・ ××氏から「・・・・・・・・・・・・・・・・」との質問があり、会計の●●氏が「・・・・・・・・・・・・・・・・」と説明し、了解された。
 - ・ 議決の結果、賛成〇人、反対〇人により、可決（否決）された。
 - ③第3号議案「・・・・・・・・・・について」
 - ※以下、議案の数だけ同様に。
 - (5) 意見交換
 - ・ ◆◆氏から、〇〇を検討すべきとの意見があり、満場一致で、役員会で案を検討することとなった。
 - (6) 閉会

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は署名捺印する。

平成〇年〇月〇日

議長	〇〇〇〇	印
議事録署名人	△△△△	印

議事録署名人 □□□□ 印

【見本5:事業計画書(報告書)】

平成○年度 事業計画(報告)書

○○○自治会

期 日	事 業 名	場 所	内 容
○月○日	総会	○○集会所	○○○○○
○月○日	公園清掃	○○公園	○○○○○
○月○日	夏祭り	○○小学校	○○○○○
○月○日	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○月○日	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○月○日	○○○○○	○○○○○	○○○○○
毎月第○○曜	古紙回収	集会所前	○○○○○
毎週○曜日	防犯パトロール	町内一帯	○○○○○
通年	登下校見守り	通学路	○○○○○
通年	単身高齢者訪問	高齢者宅	○○○○○
○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○

※事業計画書の場合は内容の欄に予定する内容を、事業報告書の場合は実施した内容や参加人数等の実績等を記載します。

【見本6:予算書・決算書】

平成○年度 予算書

＜一般会計＞

(単位:円)

収 入				
科目	今年度	前年度	増減	内 訳
繰越金				前年度から繰り越し
会費				○円×○世帯×12ヶ月
寄付金				○○から○円
古紙回収収入				前年同額
○○○○				○○○○
雑収入				預金利息○円
合計				

支 出				
科目	今年度	前年度	増減	内 訳
総 務 費	会議費			会場使用料○円
	通信費			切手代○円
	事務用品費			事務用品○円
	備品費			デジタルカメラ○円
	印刷費			広報紙○円
	助成金			子ども会○円、敬老会○円
	負担金			学区負担金○円
	集会所維持費			電気○円、水道○円
	○○費			○○○○
事 業 費	体育費			運動会○円
	防災防犯費			防災訓練○円
	福祉費			敬老祝い品○円
	○○費			○○○○
集会所積立金			集会所積立て会計へ	
予備費				
合計				

＜集会所積立て会計＞

(単位:円)

科目	金額	内 訳
前年度繰越金		
今年度積立金		一般会計から
利息		前年同額
合計		

平成〇年度 決算書

<一般会計>

(単位：円)

収 入				
科目	予算額	決算額	増減	内 訳
繰越金				前年度から繰り越し
会費				〇円×〇世帯×12ヶ月
寄付金				〇〇から〇円
古紙回収収入				前年同額
〇〇〇〇				〇〇〇〇
雑収入				預金利息〇円
合計				

支 出				
科目	予算額	決算額	増減	内 訳、増減理由
総務費	会議費			会場使用料〇円
	通信費			切手代〇円
	事務用品費			事務用品〇円
	備品費			デジタルカメラ〇円
	印刷費			広報紙〇円 (臨時号発行のため増)
	助成金			子ども会〇円、敬老会〇円
	負担金			学区負担金〇円
	集会所維持費			電気〇円、水道〇円
〇〇費			〇〇〇〇	
事業費	体育費			運動会〇円 (雨天中止のため減)
	防災防犯費			防災訓練〇円
	福祉費			敬老祝い品〇円
	〇〇費			〇〇〇〇
集会所積立金			集会所積立て会計へ	
繰越金			次年度へ繰り越し	
合計				

<集会所積立て会計>

(単位：円)

科目	金額	内 訳
前年度繰越金		
今年度積立金		一般会計から
利息		
合計		

平成〇年〇月〇日

会長 〇〇〇〇 印 会計 〇〇〇〇 印

平成〇年度分の会計について監査を行った結果、会計の処理及び収支が適正であることを認めます。

平成〇年〇月〇日

監事 (会計監査) 〇〇〇〇 印

「地域の繋がり・町内会に関するアンケート」について(結果報告書)

- ・ 目的 : 若手世代の方々が「子育て」を中心とした観点を通して、「町内会」や「地域の繋がり・支え合い」について、どう考え、何を望んでいるかを把握し、地域コミュニティ活性化に向けた支援策づくりの参考とするため。
- ・ 調査方法 : 下京区内の各小学校様(9校)のご協力のもと、小学校に通う児童の保護者の方に対し書面調査を行った。
- ・ 対象者 : 各小学校に通う児童の全保護者の方
- ・ 配布数/回収数 : 2148件/1468件(回収率68.3%)
- ・ 実施時期 : 平成27年7月

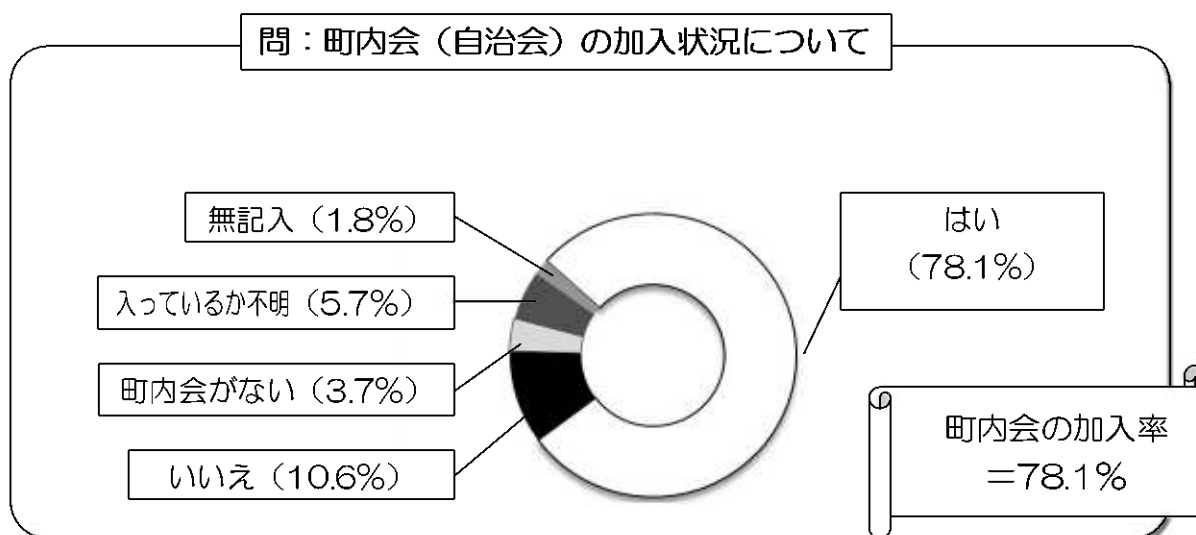
1 アンケート結果(概要)

アンケート結果は次のとおりです。

ここでは、「報告書」の一部を抜粋して掲載しています。
 詳細につきましては、下京区役所ホームページにて公開(※)しています。
 もしくは、下京区役所までご連絡いただきましたら、詳細版をお渡しいたします。

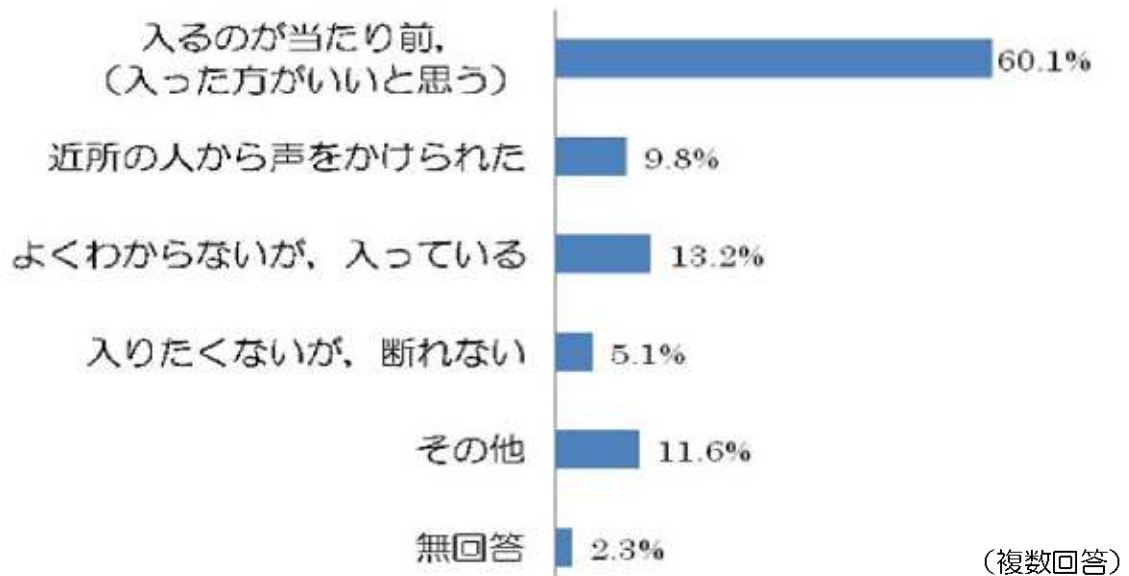
※アンケート結果報告書

《<http://www.city.kyoto.lg.jp/shimogyo/page/0000189133.html>》

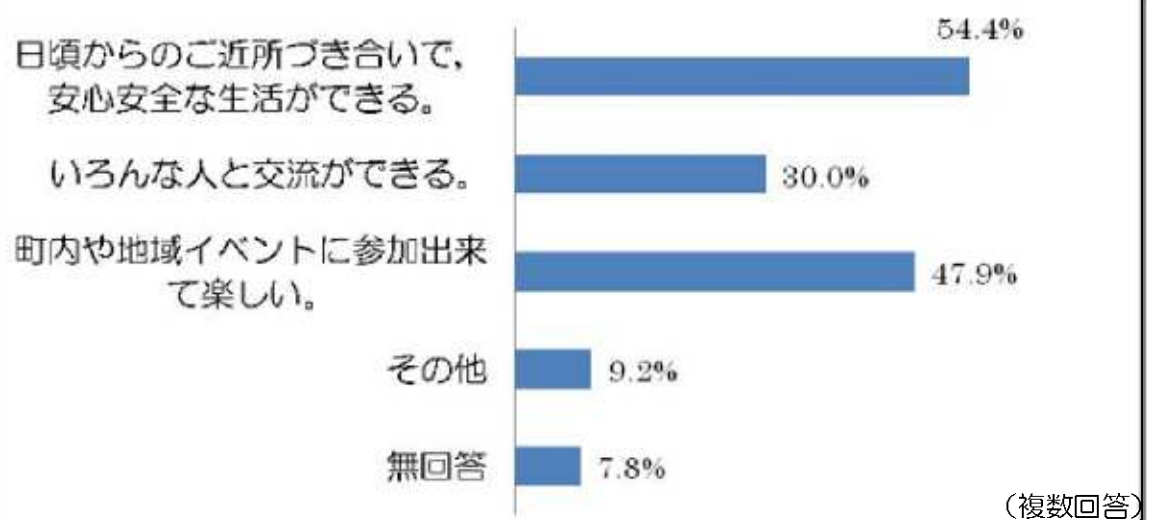


「町内会へ加入している」と回答された方に対するアンケート

問：町内会に入った理由、又はきっかけについて



問：町内会に入って「良かった」と思うこと



町内会に入った理由、入ってよかったと思った等、具体的エピソードを自由に記載していただきました。

- いつも子どもに声をかけてくれている。行事に誘ってくれる。このような時世だからこそ町内会に入って良かったと思う。
- 共働きなので、子どもの方がご近所さんの顔見知りが多く、私と歩いていると子どもの顔は知っていても私の顔をしっかり覚えてない方が、「今日は誰と一緒に？」と子どもに聞いてくれた。本当の意味での防犯だと思った。また、近所のおとしよりなどに子どもが気軽に話しかけて幅広くコミュニケーションできる。
- 結婚後、今のマンションに引っ越してきたが、地元の方は「子どもが少なくなった、この地区に若手の方が住んで昔のようににぎやかにしてくれたらうれしい」と言ってくれました。数年して町内会長となり、地元の方々には大変お世話になっており、共働きしながら子育てをしている今、もし何かがあったら見守ってくださる地域の方々がいらっしゃるという安心感が大きい。
- 地蔵盆と運動会の年 2 回くらいのイベントでしか町内会で集まる事はないが、日頃お話しする事がほとんどないのでとても良い機会となっている。子どもの顔も覚えてもらえるし、防犯にも役だっていると思う。
- 大きな災害があった時に、普段から顔を知っていれば助け合えると言っていた人がいた。その通りだなと思った。
- ラジオ体操や運動会、地蔵盆に参加できるのを子どもは楽しみにしている。
- 町内会に入って区民体育祭に出ると、小さな子どもからおとしよりまでがひとつのチームとなり楽しい。以前、住んでいた所は町内会が活動をほとんどしておらず、愛着心が薄かったような気がする。しかし、引っ越しして、町内会のおかげで地域の皆様に助けていただき、学区への所属意識や愛着心が強くなったと思う。京都は地蔵盆など地域を大切にする風習が多く残っている。町内会がなくては、こういった文化は引き継がれないと思うので、是非たくさんの人に町内会の良さを知ってもらいたい。

「町内会に入っていない」と答えた方に対する質問

問：町内会に入っていない理由について

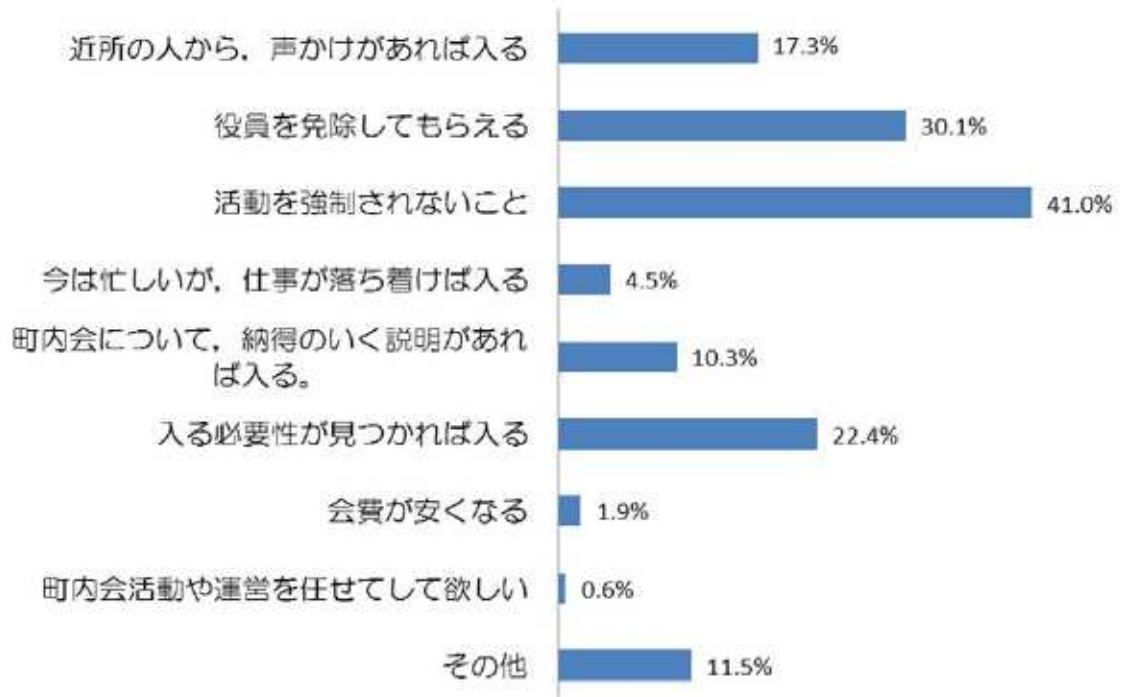


(複数回答)

町内会に入っていない理由や具体的なエピソードを自由に記載していただきました。

- 引っ越ししてきたが特にどこからも声がかからない。積極的に役をやったりは忙しいのでしんどいが、情報の共有や子どもを参加させたり作業をお手伝いするくらいならできるのだが・・・。
- 町内会に入りたいが、賃貸マンションに住んでいてマンションでも入りたい人と入りたくない人がいる。個人では入れないと言われた。
- 子育てや仕事があるので、役までやるのは無理。
- 以前は加入していたが必要以上に役を強制され、脱退した。
- マンション設立時に当時の役員の方が町内会に入りたいと申し出たら、「マンション住民はお断りしてます」と言われたらしい。「よそ者」が多いからだそうだ。
- 以前は加入していたが必要以上に役を強制され、脱退した。
- P T Aの役も大変。これ以上しんどい。正直、「以前からこうだから」ということが多すぎる。
- マンションからはお金だけ取ればいいという感じが伝わってくる。町内会に参加してほしいとは思われていない気がする。行事の誘いもない。
- 夫婦の休みの日が違うため、土日は1人で子どもを見ることが多く、町内会の役を受けても役の仕事ができないので町内会から抜けた。
- 小さい子どもがおり、活動に積極的に参加できないのが心苦しいので。本当は参加したい気持ちがある。
- 一度入会をお断りしたらその後は声がかからずそのままになっている。

問：（未加入の方が）町内会に入るとすれば、“決め手”や“きっかけ”は？



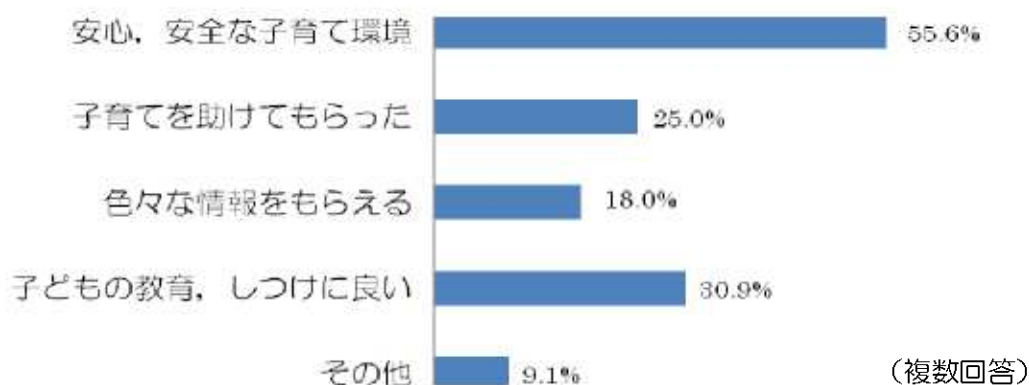
（複数回答）

町内会加入・未加入を問わず、全員を対象に質問

(町内会に加入、未加入に関わらず) 子育ての上で「ご近所づきあいがあった良かった」「だからご近所づきあいが必要」と思う理由やエピソードについて自由に記載していただきました。

- ご近所づきあいは正直めんどくさいが、何もなかったら孤立するし、子どもの為にも大事。災害などあったとき人との関わり合いのベースを作っておいた方がいい。
- 観光客など知らない方が行き来する地域なので、ご近所の方がみてくれると安心して外で子どもを遊ばせられる。
- 気にかけてくださる地域の目があるので、知らない人、見たこともない人がわかり、防犯になると思う。
- 子どもが知らない人から声をかけられた時にご近所の方が気にかけてくださった。「この子は〇〇さんの子だ」と知っておいてもらうのは大切だ。
- 子どもができるまでは地域に無関心だったが、子どもをきっかけにご近所から声をかけていただき、親切にいただいた。遠くの親戚より近くの他人だと思う。
- 子育ての頑張りをほめてもらえる。
- 帰りが遅くなって、怒られるのが分かっていた、近所のおばちゃんに泣きついて一緒に家まで連れてきてくれた。親の代わりに叱ってくれた。
- 地蔵盆やこども会のイベントに町内の子どもたちが集まることで、近所の繋がりや仲良くする大切さを、子どもたちが感じる事が出来る。見守りや「こんなことをしていたよ」と注意、助言をいただける。目上の方とふれあい、話をすることで社会性が身に付く。
- おとしよりは京都ならではの言葉づかいをされるので、こんな言葉や言い方があるのだと知ることができるし、聞いていて心地よい。子どもが小さい時からおとしよりの方々が地域に貢献されているのを見ているので、おとしよりを大切に思うし、自然と尊敬することができる。
- 子どもが挨拶、助け合う心などを学ぶ機会が多くなると思う。

参考：自由記載された内容を分類し、集計しました。

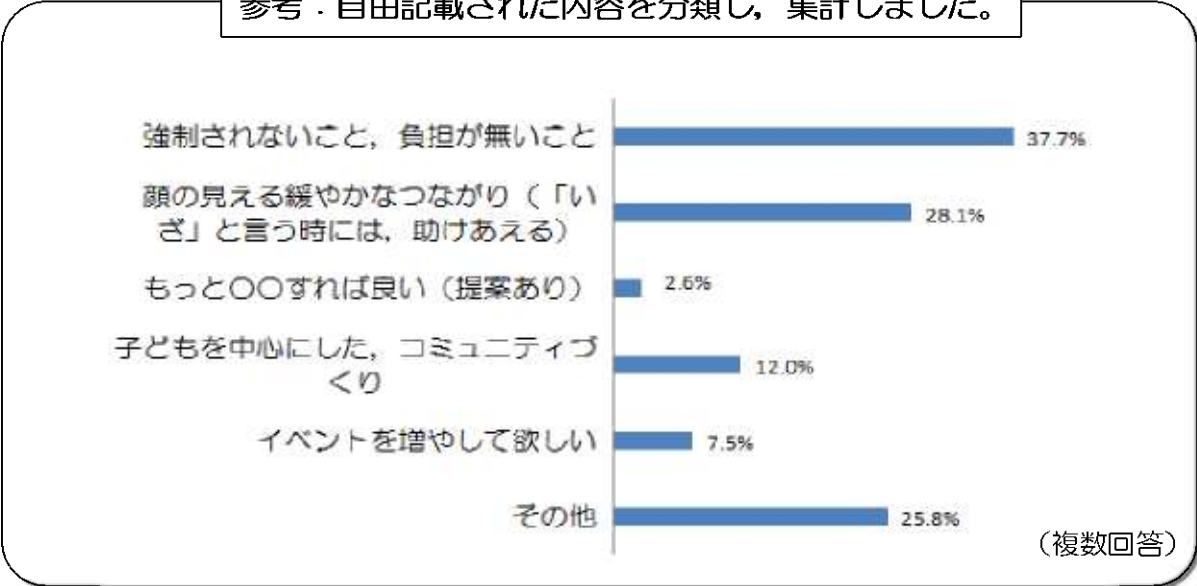


町内会をはじめ、地域コミュニティについての理想や望むこと、率直な意見について自由に記載していただきました。

➤ 強制ではなく、協力したい、参加したいと思うような人間関係が結べるようであればよいと思う。
➤ 若い家族だから動けるだろうと「役」を何でもまわさないでほしい。逆に子どもが小さすぎて動けないこともある。
➤ 町内会は良いと思うが、時代に合わせてもう少し簡素化してほしい。
➤ 昔から町内の仕事をやってくださっているのが年配の方なので私達子育て世代が頑張らないといけないとは思いますが、家の事と仕事とでなかなか時間が取れないのも現実問題としてある。無理のない程度が良いと思う。
➤ このイベントには参加しなければいけない、この役を必ずしなければいけない等が町内会にはあると思うので、昔と今は違うということを考えての活動にしてほしい。町内としてのイベントが増えると、子どもを放って会議にでたり、準備をすることになるので、何をしているのかわからなくなる。
➤ 昔とは違い今は共働き世帯が多いので負担に感じる人が多いのでは？そのためにマンションを選んだ方も結構いる。気軽に参加できる感じになったら若い人たちも増えていいかなと思う。
➤ ガチガチの強制力のあるものは困るが、お互いに困った時には助け合える程度の顔見知り具合が希望。
➤ 必要以上にプライベートの踏み込む事は避けてほしいが、近所に住んでいる方の家族構成等が分かって入れば、何かの時には手助けができると思う。これからおとしよりの認知症の方とかも増えていくと地域のつながりは大切だと思う。
➤ 強制やこうあるべき、が強すぎるとひいてしまう。誰がどこに住んでいるや避難場所などがわかりあえるとよい。
➤ 町内会にどうしても入りたくない人は強制しなくてもよいと思うが、せめて誰が住んでいるか顔だけでも知っておきたい。
➤ 町内役員の具体的な仕事内容をマニュアル化して配布して欲しい。その方が安心して役員を受けることが出来る。
➤ 役員になると負担も大きいけれど、もう少しフォローし合ったり、引継ぎももっと細かくしてもらえる雰囲気があればいいなと思う。
➤ 具体的にどんな役や活動があるのか、どのような年代の人が担当しているのか、子育て中の家庭でどんなことがお手伝いできるのか、など教えていただくと加入のきっかけになると思う。
➤ 強制しなくても皆が入りたいと思えるような町内会にすることだと思う。楽しいイベントがあったり、近所づきあいが密になることで生活しやすくなったりというメリットをアピールできればいいと思う。
➤ 少子化といわれているが、それに対して地域では子ども向けのイベントがない。ラジオ体操も年老いた方だけで出づらい。マンション住民でも地藏盆に参加したい。
➤ 私自身、町内会の役員も会長もやってきた。一番思うのは、若い人が入りやすく役を引き受けやすい町内会づくりだと思う。子どもに留守番させて会に行っても始まるまでおとしよりのおしゃべりが長かったり、小さい子がいても引き受けているのに、60代くらいの方が年齢を理由に断るのはおかしい。そんな不満が大きくなると会をやめなくなるし、勧めたくない。

- 今は若い世帯も多いが当時はうちだけで、子連れも不可。冬の寒い夜に1歳の子ども一人をおいて町内会に行った時は本当に不安だった。うちでも町内会に入っていない人がいる。強制すればいずれみんなやらなくなるのでは？
- マンションに住んでいるというだけで地蔵盆に参加できない。マンションに途中から入居しており、発言権がない。無理のない範囲で町内会の参加や活動ができればいいのに。
- 住んでいるマンションには町内会がない。地域の行事があると子どもも楽しいだろうが、実際祭りの時など音や声を聞いても参加することができない。子どもを見ていてかわいそうに思う。区民運動会にも参加できないし、学校で話題に入れにくい。
- 活動は参加しようと思うが、いざ行ってみると、旧来からの住民で成立しており、新住民は参加しにくい。
- まず地域でどのような活動があるかを知りたい。マンション住まいのためか疎外感がありすぎる。担い手がいないなら協力し合って未来に繋げていけばよいのではないかと思う。
- 正直面倒くさいこともあるが、近所に助けられていることも多く、挨拶が当たり前でできる環境はよいと思う。人と人の距離感を学ぶ場でもあるので、子どもたちにもその姿を見て成長して欲しいと思う。
- 町内会に入っただけではその良さはわからないかもしれない。入会しているから助けあえるという気持ちにもならない気がする。私は役をこなすうちに町内の方々と親しくなり、助け合う経験をした。地域活動が負担になる方など様々な方がおり、それぞれ無理をせず、その人にあった参加、時期があると思う。あせらずそれぞれが気持ちよく運営できる町内会が理想。
- マンションがたくさん建っているのに、そこにたくさんに人がいるのかかわりが無い。一軒家に住んでいる者は活動の負担が多く損に思う。「昔ながら」と「今の」とが、もっとうまく混ざり合わない。今はバラバラだと感じてしまう。
- 地域の活動を強制されるのはしんどいが、私の町内会はそうではないので良かったと思っている。だからこそ、参加できる時には出来るだけ参加しようと思えるし町内会の方々と仲良くできている。

参考：自由記載された内容を分類し、集計しました。



編集後記

「あってよかった！町内会！」の作成にあたっては、毎年実施している「区役所幹部職員と下京区23学区の自治連合会会長及び市政協力委員連絡協議会会長との懇談会」、「下京区人づくりネットワーク実行委員会」でいただいたお声やアドバイス、掲載している「地域の繋がり・町内会に関するアンケート」を参考に作成いたしました。

関係者の皆様、アンケートに御協力いただいた皆様、貴重なご意見をいただき本当にありがとうございました。

また、アンケート実施におきましては、各小学校の先生方には多大なるご協力をいただきましたことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

区役所では今後も、繋がり豊かな下京区の地域コミュニティを未来に引き継いでいくため、区民の皆様と共にごがんばってまいります。

「顔の見える関係づくり」に向けて、引き続きよろしく申し上げます。

平成29年3月 下京区役所地域力推進室

◇◇◇ 町内会長さんお役立ち電話番号 ◇◇◇

部署	電話番号	内容
下京区役所まちづくり担当	371-7170	区民しんぶん配布・広報板に関すること
“ 総務・防災担当	371-7164	防災・避難所等に関すること
下京保健センター ※	371-7265	保健指導等に関すること
南部まち美化事務所	681-0456	ゴミに関すること
南部土木事務所	691-3158	道路・街灯に関すること
南部みどり管理事務所	643-5405	公園の維持管理に関すること
南部環境共生センター	671-0511	騒音, 振動, 悪臭に関すること
下京消防署	361-4411	防火に関すること
上下水道局南部営業所	406-6020	水道及び下水道に関すること
下京警察署	352-0110	防犯対策・交通安全等に関すること
民泊・通報相談窓口	223-0700	違法民泊にかかる通報等

※ 平成29年5月8日, 組織改正を実施します。名称, 取扱業務, 電話番号などの詳細は5月15日号の「下京のひびき」に掲載します。(お知らせするまでの間, 現在の電話番号をご利用ください)



シモンちゃん

笑顔で挨拶 地域の絆 大切に

(下京区役所「地域の支え合いを応援する標語」)



なみっとくん

下京区役所では、「顔の見える関係づくり」や地域コミュニティについて, ご相談を承っております。お気軽にご連絡ください。

〔下京区役所 地域力推進室 (まちづくり担当) 電話 075-371-7170〕